

農 機 具 損 害 共 済 約 款

第 1 章 補償の内容

(共済金額)

第1条 共済金額は、事業規程に定める額を最高の額として組合員が申し出た金額とします。
2 2台以上の共済目的を一つの共済金額で共済関係を締結した場合（以下「包括契約」といいます。）には、それぞれの新調達価額（共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する農機具を取得するために要する価額をいいます。以下同様とします。）の割合によって共済金額を按分し、その按分額をそれぞれの共済目的に対する共済金額とします。

(共済目的の範囲)

第2条 共済目的は、組合員の所有又は管理する未使用の状態で取得された農機具とします。
2 前項に規定する農機具の附属装置は、農機具共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは共済目的には含まれません。

(共済責任期間)

第3条 共済責任期間は、1年（農機具損害共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間）とし、組合員がこの組合に共済掛金等（共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様とします。）を払い込んだ日（第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。

2 前項の規定にかかわらず、組合員が農機具損害共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります。

3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、災害共済金を支払いません。

4 この組合は、共済関係が成立した場合は、組合員に共済証券を交付します。

(備考)

第4項の共済証券は、この組合の事業規程第213条第1項の書面をいう。以下同じ。

第 2 章 共済金の支払

(災害共済金を支払う場合)

第4条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた新調達価額の減少（以下「損害」といいます。損害には防災又は緊急避難に必要な処置によって発生した損害を含みます。以下同様とします。）に対して災害共済金を支払います。

- 火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損
- 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故
- 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）及び落雷による損害を除きます。）

(災害共済金を支払わない損害)

第5条 この組合は、次に掲げる損害に対しては災害共済金を支払いません。

- 組合員又はその者の法定代理人（組合員が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第35条（他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合）の規定により、他人の所有する農機具を農機具損害共済に付したときは、組合員又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害
- 組合員と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族が組合員に災害共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。）
- 組合員でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害（他の者が受け取るべき金額については除きます）。ただし、第35条（他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合）の規定により、他人の所有する農機具を農機具損害共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害
- 運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害
- 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
- 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
- 故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいいます。）によって発生した損害
- 凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）によって発生した損害
- 消耗部品にのみ発生した損害

2 この組合は、次に掲げる損害（次に掲げる事由によって発生した前条（災害共済金を支払う場合）の事故が延焼又は拡大して発生した損害及び発生原因のいかんを問わず同条の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して発生した損害を含みます。）に対しては、災害共済金を支払いません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって発生した損害
- 前条（災害共済金を支払う場合）第3号の地震等による損害には、次のものを含みます。
 - 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害
 - 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大して発生した損害
 - 火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大して発生した損害
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害

払っていた場合は、この組合は、その災害共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害については、この組合は災害共済金を支払います。

4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

(通知義務)

第12条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、組合員はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。

- 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と第4条（災害共済金を支払う場合）の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること
- 共済目的を譲渡すること
- 共済目的を解体又は廃棄すること
- 共済目的が第4条（災害共済金を支払う場合）の事故以外の原因により破損したこと
- 共済目的について用途を変更し、又は著しく改造すること
- 格納場所又は設置場所を変更すること
- 共済目的について危険が著しく増加すること
- 前7号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと

2 組合員が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は組合員がその発生を知った時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号又は第7号の事実が発生したときは、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に限りず。）については、災害共済金を支払いません。ただし、前項第5号又は第7号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くならなかったときは、この限りではありません。

3 この組合は、第1項の事実が発生した場合（前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。

4 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなします。

5 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

(危険増加による解除)

第13条 この組合は、前条（通知義務）第1項各号の事実の発生により危険増加（填補することとされる損害の発生の可能性が高くなり、当該農機具損害共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況をいいます。）が生じたときに、同項の通知がなかった場合は共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の場合は除きます。

2 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知った日から1カ月経過したときに消滅します。

3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第17条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時までに発生した損害については、災害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。

4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

(重大事由による解除)

第14条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。

(1) 組合員（共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。）が、この組合にこの共済関係に基づく災害共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合

(2) 組合員が、この共済関係に基づく災害共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合

(3) 前2号のほか、この組合の組合員に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合

2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第17条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、前項の第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発生した損害については、災害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたときは、この組合は、その災害共済金の返還を請求することができます。

3 第1項による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

(共済目的の調査)

第15条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。

(共済目的の調査拒否による解除)

第16条 組合員が、相当な理由がないのに、前条（共済目的の調査）の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。

2 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実のあった日から1カ月以内に行使しないときは消滅します。

3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

(共済関係の解除の効力)

第17条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第 5 章 共済関係の失効等

(共済関係の失効)

第18条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実の発生した時からその効力を失います。

- 共済目的が第4条（災害共済金を支払う場合）の事故以外の原因によって滅失したこと
- 共済目的が第5条（災害共済金を支払わない損害）の事故によって滅失したこと
- 共済目的が解体されたこと

2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第33条（共済関係の承継）第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時から効力を失います。

(超過共済による共済金額の減額)

第19条 農機具共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき組合員が善意かつ重大な過失がなかった場合は、組合員は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。

2 農機具共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少した場合は組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

第 6 章 共済掛金等の追加・返還等

(危険の減少の場合)

第20条 共済関係の成立後に、当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。

2 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(告知・通知義務の承認の場合)

第21条 第10条（告知義務）、第12条（通知義務）第1項、第33条（共済関係の承継）第1項又は第34条（共済目的の入替え）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、別に定めるとしての従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

(共済掛金の返還－解除の場合)

第22条 第11条（告知義務違反による解除）第1項、第14条（重大事由による解除）第1項又は第25条（損害発生の場合の手續）第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。

2 第12条（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項又は第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対してこの組合の定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

3 第12条（通知義務）第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が組合員の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

4 第12条（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項及び第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が組合員の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対してこの組合の定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

5 第12条（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項及び第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が組合員の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(共済掛金の返還－失効の場合)

第23条 第18条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が組合員の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(共済掛金の返還－超過による共済金額の減額の場合)

第24条 この組合は、第19条（超過共済による共済金額の減額）第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。

2 この組合は、第19条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

第 7 章 損害の発生

(損害発生の場合の手續)

第25条 組合員は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。

2 共済目的について第4条（災害共済金を支払う場合）の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。

3 組合員は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければなりません。

4 組合員が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の組合員の住所あての書類による通知をもってこの共済関係を解除することができます。

(損害防止義務)

第26条 組合員は、共済目的について通常すべき管理及び操作その他の損害防止を怠ってはなりません。

2 組合員は、第4条（災害共済金を支払う場合）の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。

3 この組合は、組合員に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、組合員が負担した費用はこの組合が負担します。

(残存物及び盗難品の帰属)

第27条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、組合員がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして災害共済金を支払った場合は、この限りではありません。

2 組合員は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行為のために、組合員が負担した費用はこの組合が負担します。

3 盗取された共済目的について、この組合が災害共済金を支払った場合は、その共済目的について有する権利は、共済金額の新調達価額に対する割合によって組合に移転します。なお、組合員は、盗取された共済目的を発見し又は回収したときは遅滞なくこの組合へ通知しなければなりません。

（評価人及び審判人）

第28条 新調達価額又は第7条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額について、この組合と組合員又は災害共済金を受け取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が書面をもって選定した各1名ずつの評価人の判断に任せるとし、評価人の間で意見が一致しないときは、評価人双方が選定した1名の審判人の裁定に任せなければなりません。

2 前項の判断又は裁定に要する費用及び評価人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定において定めます。

（第三者に対する権利の取得）

第29条 第4条（災害共済金を支払う場合）の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この組合が災害共済金を支払ったときは、この組合は、組合員がその損害につき第三者に対して有する権利（以下この条において「組合員債権」といいます。）について、次の各号の額を限度に組合が組合員に代わり取得するものとします。

- 組合が損害の額の全額を災害共済金として支払った場合は、組合員債権の全額
- 前号以外の場合は、組合員債権の額から、災害共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、組合が組合員に代わり取得せずし組合員が引き続き有する債権は、組合が組合員に代わり取得する当該債権よりも優先して弁済されるものとします。

3 第27条（残存物及び盗難品の帰属）第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。

（共済金の支払時期）

第30条 組合員が第25条（損害発生の場合の手続）の手続をし、この組合が災害共済金の額を確定した場合は、手続をした日から30日以内に災害共済金を支払います。

2 前項の規定にかかわらず、この組合が災害共済金の額を確定するための必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、速やかに災害共済金を支払います。

（共済金支払後の共済関係）

第31条 この共済関係は、この組合の支払った災害共済金の合計額が共済金額に相当する金額となった場合に消滅します。

2 前項の場合を除き、この組合が災害共済金を支払ったときにおいても、この共済関係の共済金額は、減額することはありません。

第8章 その他

（共済関係の継続）

第32条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、農機具共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、組合員は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第10条（告知義務）の規定を適用します。

2 前項の規定により共済関係を継続した場合には、新たに共済証券を交付します。

（共済関係の承継）

第33条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継することができます。

2 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲受又は相続その他の包括承継の日から14日以内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしなければなりません。

3 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時）からその効力を生じます。

（共済目的の入替え）

第34条 共済目的が共済責任期間中に廃棄され、その代替として組合員が共済目的と同一の機種で同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得し、組合員が書面をもってその旨をこの組合に通知し、共済目的である農機具の変更についてこの組合の承認を受けたときは、変更した農機具についてこの共済関係を適用します。

2 前項の規定による承認の申請は、当該共済目的の入替えの日から14日以内に行わなければなりません。

3 この組合は、農機具の入替えのあった後でも第1項の規定による承認をした後でなければ、第1項に規定する新規に取得した農機具について発生した損害については、災害共済金を支払いません。

（他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合）

第35条 他人が所有する農機具を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のために、その農機具を農機具損害共済に付すことができます。

2 前項の場合、農機具の所有者は、自己の所有する農機具の損害については、組合員に優先して直接この組合に災害共済金の支払を請求することができます。

3 組合員は、前項の損害に対して農機具の所有者に損害賠償を行った額又は農機具の所有者が承諾した額を限度に、この組合に対して災害共済金の支払を請求することができます。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち組合員が所有する共済目的の損害については、組合員に災害共済金を支払います。

（準拠法）

第36条 この約款に規定のない事項については、農業保険法（昭和22年法律第185号）、同法施行令（平成29年政令第263号）、同法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）、任意共済損害認定準則（平成30年3月28日農林水産省告示第659号）並びにこの組合の定款及び事業規程によります。

付分割条件付実損填補特約条項

（この特約が適用できる共済目的の範囲）

第1条 この特約は、農機具損害共済約款第2条（共済目的の範囲）第1項に規定する農機具及び一定期間他の者に使用された後に購入された農機具（以下「中古購入農機具」といいま

す。）に適用します。

（共済金額）

第2条 共済金額は事業規程に定める額を最高の額として、未使用の状態で取得した農機具にあっては新調達価額、中古購入農機具にあっては当該農機具を購入するために要した費用（中古購入価額）又は時価額のいずれか低い額を限度に組合員が申し出た金額とします。

（共済金の支払額）

第3条 この組合は、この特約条項に従い、この特約条項が付帯された農機具損害共済については、農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第1項の規定にかかわらず、1回の事故につき共済金額を限度として次の各号のいずれかの額を災害共済金として支払います。

- 共済金額が新調達価額に約定割合（新調達価額に対する付保割合として組合員が加入申込みの際に選択した共済証券記載の割合をいいます。以下同様とします。）を乗じて得た額以上の場合は、農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第2項の規定による損害の額
- 共済金額が新調達価額に約定割合を乗じて得た額より低い場合は、次の算式によって算出した額

災害共済金の額＝農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第2項の規定による損害の額 ×

共済金額
新調達価額
×
約定割合

{\displaystyle {\frac {共済金額}{新調達価額\times 約定割合}}}

（準用規定）

第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。この場合において、第34条（共済目的の入替え）第1項中「新規の農機具」とあるのを「新規の農機具又は中古購入農機具」と読み替えるものとします。

臨時費用担保特約条項

（組合の支払責任）

第1条 この組合は、この特約に従い、農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）の事故によって共済目的が損害を受けた場合において、災害共済金のほか、その損害に伴う臨時の費用に対して共済金（以下「臨時費用共済金」といいます。）を支払います。

2 この組合は、第4項に規定する者が、農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）の事故に直接起因（その事故から避難又は損害の発生のおそれが著しく増大したときの損害防止を含みます。）し、30日以上入院加療（原因のいかなを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は他覚症状のないものを除きます。）を要した場合、又は被害の日から200日以内に死亡又は後遺障害（別表に掲げる基準に該当する場合に限ります。）を被った場合は、前項の臨時費用共済金のほか、その入院加療並びに死亡又は後遺障害に伴う費用に対して共済金（以下「傷害費用共済金」といいます。）を組合員（組合員が死亡した場合には、その法定相続人）に支払います。ただし、共済目的が農業用自動車の場合は除きます。

3 前項の規定により傷害費用共済金を組合員の法定相続人に支払う場合であって、その法定相続人が2人以上いる場合は、その受取割合は、法定相続分の割合とします。

4 傷害費用共済金の対象者（以下「傷害費用支払対象者」といいます。）は、次のとおりとします。

- 組合員及び共済目的の所有者（組合員及び共済目的の所有者が法人である場合は、その理事、取締役又はその他の機関にある者）
- 組合員及び共済目的の所有者の親族
- 組合員及び共済目的の所有者の使用人

（臨時費用共済金の支払額）

第2条 この組合が支払う臨時費用共済金の額は、共済金額に損害割合（農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額の新調達価額に対する割合をいいます。）の10%を乗じて得た額とします。

2 この特約に係る共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき他の重複契約関係がある場合であっても、臨時費用共済金は、前項の規定により算出した金額とします。

3 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による臨時費用共済金と他の重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、第1項の額（他の重複契約関係に臨時費用共済金の額を算出する基準が異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した額のうち最も高い額とします。以下この項において「支払限度額」といいます。）を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合が支払う臨時費用共済金の額は、支払限度額から他の重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額の合計額を差し引いた額とします。ただし、他の重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

（傷害費用共済金の支払額）

第3条 この組合が支払う傷害費用共済金の額は、傷害費用支払対象者ごとに共済金額（共済金額が新調達価額を超えるときは、新調達価額に相当する金額とします。）にそれぞれ次の各号の割合を乗じて得た額とします。

- 傷害費用支払対象者が第1条（組合の支払責任）第2項に規定する死亡又は後遺障害を被った場合
 - 1名ごとに30%。ただし、1回の共済事故につき50万円を限度とします。
- 傷害費用支払対象者が第1条（組合の支払責任）第2項に規定する入院加療を要した場合
 - 1名ごとに5%。ただし、1回の共済事故につき20万円を限度とします。
- この特約を付した農機具損害共済とは別に、同一の組合員について、同一の共済事故により第1条（組合の支払責任）第2項の傷害費用共済金を支払うべき他の共済関係がある場合において、それぞれの共済関係による傷害費用共済金の合計額が1回の共済事故につき1名ごとに前項第1号又は第2号で規定する限度額を超えるときには、この組合は、次の算式により算出した額を傷害費用共済金として支払います。

第1条（組合の支払責任）第2項の傷害費用共済金の額＝

前項第1号又は第2号
で規定する限度額

×

この共済関係に係る支払責任額
それぞれの共済関係に係る支払責任額の合計額

{\displaystyle {\frac {前項第1号又は第2号で規定する限度額}{それぞれの共済関係に係る支払責任額の合計額}}}

（臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払わない場合）

第4条 農機具損害共済約款第5条（災害共済金を支払わない損害）及び第7条（災害共済金の支払額）第4項の規定により、災害共済金が支払われない場合には、この組合は、臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払いません。

（傷害発生 の通知）

第5条 組合員（組合員が死亡した場合には、その法定相続人）は、共済目的について農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）の損害が発生し、傷害費用支払対象者が入院加療並びに死亡又は後遺障害を被ったときは、遅滞なくこの組合に通知しなければなりません。

（傷害費用共済金の支払時期）

第6条 この組合は、組合員が農機具損害共済約款第25条（損害発生の場合の手続）の手続をし、組合が要求した傷害費用共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日以後30日以内に、次の事項の確認を終え、傷害費用共済金を支払います。

確 認 事 項	
	詳 細
①傷害費用共済金の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害又は傷害発生の有無及び組合員、共済目的の所有者又は被害者に該当する事実
②傷害費用共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	約款に規定する傷害費用共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③傷害費用共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治療の経過及び内容
④共済関係の効力の有無の確認が必要な場合	約款に規定する解除又は取消しの事由に該当する事実の有無
⑤①から④までのほか、組合が支払うべき傷害費用共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	重複契約関係の有無及び内容、損害について組合員が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、傷害費用共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（照会又は調査の内容が複数ある場合は、そのうち最長の日数とします。）が経過する日までに、傷害費用共済金を支払います。

特別な照会又は調査の内容	日数
第1項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法（昭和24年法律第205号）その他の法令に基づく照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
第1項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60日

（準用規定）

第7条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。

（別表）後遺障害の基準

1	両眼の視力が0.02以下になったもの
2	1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
3	そしゃくの機能を廃したものと
4	言語の機能を廃したものと
5	両上肢の用を全廃したものと
6	両手の手指の全部を失ったものと
7	両下肢を足関節以上で失ったものと
8	両下肢の用を全廃したものと
9	精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
10	神経系統の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
11	胸部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

自動継続特約条項

（この特約の締結）

第1条 この特約は、農機具損害共済について、組合員が申し込み、この組合がこれを承諾したときに締結します。

2 この特約は、前項の規定にかかわらず継続申込特約を付した共済関係には付すことではありません。

（共済関係の自動継続）

第2条 この特約を付した農機具損害共済は、共済責任期間が満了する日の属する月の前月10日（以下「自動継続意思確認日」といいます。）までに、この組合が定めたところにより組合員から別段の意思表示がなく、第4条（共済掛金等の払込み）の規定により共済掛金等が払い込まれた場合は、共済責任期間が満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係を継続（以下「自動継続」といいます。）します。

2 この組合は、前項により自動継続される共済関係の内容を、自動継続意思確認日の14日前までに、共済証券記載の組合員の住所あての書面により通知します。

3 第1項の規定にかかわらず、組合は、組合の定めたところにより自動継続をすることが適当でないど組合が認めた場合、共済関係を自動継続しないことがあります。この場合には、組合は、継続時まで共済証券記載の組合員の住所あての書面により通知します。

4 第1項の規定にかかわらず、この特約が付されている共済目的が中古購入農機具である場合には、継続後の共済関係の共済金額は、中古購入価額又は継続時の時価額のいずれか低い額を基準とした額と同一の額で継続します。

5 組合は、第1項の規定にかかわらず、この特約が付された共済関係について、農機具損害共済約款第34条（共済目的の入替え）を適用する場合は、入替え後の内容で共済関係を継続することができることとします。

（共済関係の変更）

第3条 この特約が付された共済関係について組合員が、共済責任期間が満了する共済関係と異なる内容で共済関係を継続する場合は、農機具損害共済約款第32条（共済関係の継続）に

よることとします。

（共済掛金等の払込み）

第4条 組合員は、自動継続後の共済関係に係る共済掛金等（共済掛金等分割払特約が付されている場合は、第1回分割共済掛金等をいいます。）を継続前の共済責任期間が満了するまでに払い込むものとします。

2 共済掛金等分割払特約が付されている場合は、組合員は、第2回以降の共済掛金等を、共済掛金等分割払特約条項第3条（分割共済掛金等の払込方法）の規定により払い込むものとします。

（共済掛金等の払込猶予及び共済関係の解除）

第5条 この組合は、前条（共済掛金等の払込み）の規定にかかわらず、共済掛金等の払込みを払込期限の翌日から起算して14日間（以下「猶予期間」といいます。）猶予します。ただし、この猶予期間内に共済事故が発生し、その期間内に共済掛金等が払い込まれていないときは、共済金を支払いません。

2 共済掛金等が払い込まれないまま猶予期間が過ぎた場合、共済関係は継続前の共済責任期間満了日の午後4時からその効力を失います。この場合、共済関係は解除されたものとみなします。

3 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

（自動継続後の共済関係に適用される約款及び共済掛金率等）

第6条 この組合は、自動継続後の共済関係は、継続した日における農機具損害共済約款、特約条項及び共済掛金率等を適用します。

（準用規定）

第7条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款及び特約条項の規定を準用します。

附 則

- この約款の全部改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 施行日前に共済責任期間の開始する農機具共済関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第5項までに規定する規定の適用については、次項から第5項までに定めるところによる。
- 改正後の農機具損害共済約款第14条、第17条（第14条の規定による解除に係る部分に限る。）、第19条第2項及び第20条の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。
- 施行日前に共済責任期間の開始する農機具共済関係に係る共済事故が施行日以降に発生した場合には、改正後の農機具損害共済約款第35条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 施行日前に共済責任期間の開始する農機具共済関係に係る共済金の支払を請求する権利（施行日前に発生した共済事故に係るものを除く。）の譲渡及び差押えが施行日以降にされた場合には、改正後の農機具損害共済約款第35条第4項の規定を適用する。
- この約款の一部改正は、平成26年6月2日から施行する。
- 施行日前に共済責任期間の開始する農機具共済の共済関係については、なお従前の例による。ただし、改正後の農機具損害共済約款第8条第1項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。
- この約款の改正は、平成30年4月1日から施行する。